

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年1月10日

【四半期会計期間】 第145期第3四半期(自 平成25年9月1日 至 平成25年11月30日)

【会社名】 株式会社松屋

【英訳名】 MATSUYA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 秋 田 正 紀

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座三丁目6番1号

【電話番号】 03(3567)1211(大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部IR室担当課長 白 石 晴 久

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座三丁目6番1号

【電話番号】 03(3567)1211(大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部IR室担当課長 白 石 晴 久

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第144期 第3四半期 連結累計期間	第145期 第3四半期 連結累計期間	第144期
会計期間	自 平成24年3月1日 至 平成24年11月30日	自 平成25年3月1日 至 平成25年11月30日	自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日
売上高 (百万円)	51,354	53,374	71,563
経常利益 (百万円)	393	686	1,085
四半期(当期)純利益 (百万円)	132	502	600
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	211	1,404	1,507
純資産額 (百万円)	12,921	15,618	14,216
総資産額 (百万円)	42,710	46,343	43,334
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	2.50	9.48	11.32
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)			
自己資本比率 (%)	29.9	33.4	32.4

回次	第144期 第3四半期 連結会計期間	第145期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成24年9月1日 至 平成24年11月30日	自 平成25年9月1日 至 平成25年11月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	0.25	2.53

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期(平成25年3月1日～平成25年11月30日)におけるわが国経済は、政府による各種経済政策の効果等により、企業業績や個人消費にも改善の動きがみられました。

百貨店業界におきましても、株価上昇に伴う資産効果等を背景に、高額品を中心に堅調な動きが継続し、東京地区百貨店売上高はこの間、概ね前年実績を上回って推移しております。

こうした状況の中、当社グループでは当期を初年度とする新たな「中期経営計画」(2013～2015年度)を策定し、その基本方針に沿った諸施策を着実に実行することにより、業績の向上に取り組んでまいりました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は53,374百万円と前年同四半期に比べ2,019百万円(+3.9%)の増収となり、営業利益は642百万円と前年同四半期に比べ284百万円(+79.8%)の増益、経常利益は686百万円と前年同四半期に比べ293百万円(+74.6%)の増益、四半期純利益は502百万円と前年同四半期に比べ369百万円(+278.7%)の増益となりました。

百貨店業

百貨店業の銀座店では、新たな中期経営計画の基本方針の下、「GINZA スペシャルティストア」の更なる進化を図るため大規模な改装を実施し、9月14日にグランドリニューアルいたしました。この度の改装は、2009年度より計画的に行ってきた改装の総仕上げという位置づけにあり、この改装により銀座店のコア・コンピタンスとなる2階のインターナショナルブティックのフロアが完成するとともに、「ルイ・ヴィトン」も3層となり日本最大級のフルカテゴリーショップとして生まれ変わりました。また、3階・4階の婦人フロアにおいても大幅な改編・改装を実施することにより品揃えや買廻りの強化を図りました。さらに、他部門におきましても、春にコンサルティング販売を強化したワイン売場「グルマルシェヴァン」を開設したほか、6月中旬から9月末まで、主に女性をターゲットとした「美くなるピアガーデン」を屋上で展開するなど、売場の活性化を図るとともに、新たな収益獲得の取り組みにも努めてまいりました。一方、催事におきましても、「スヌーピー×日本の匠展」や「エヴァンゲリオン展」など独自性と話題性のある大型文化催事を行うことにより集客力を高め、売上の向上に努めてまいりました。

浅草店では、「EKIMISE」の開業によって変化したお客様とその需要を取り込むため、春に1階和洋菓子売場の改編・拡大を行い「浅草すいーつ小町」を開設するなど、業績の向上に尽力してまいりました。

以上の結果、百貨店業の売上高は46,193百万円と前年同四半期に比べ2,105百万円(+4.8%)の増収となり、営業利益は562百万円と前年同四半期に比べ258百万円(+84.9%)の増益となりました。

飲食業

飲食業の主力となる婚礼宴会事業では、婚礼組数の獲得数向上に取り組んでまいりましたが、前年実績を上回ることはできませんでした。また、イタリアンレストラン事業では法人需要の回復等による増収があったものの、前期に㈱アターブルグリーンレストランが連結対象から除外されたことによる減収等もあり、飲食業全体の売上高は前年実績を下回りました。一方で、原価の低減や人件費等販売管理費の圧縮に尽力いたしました。

以上の結果、飲食業の売上高は3,862百万円と前年同四半期に比べ407百万円(9.5%)の減収となり、営業損失は84百万円と前年同四半期に比べ28百万円の改善となりました。

ビル総合サービス及び広告業

ビル総合サービス及び広告業におきましては、内装工事、宣伝広告部門が好調に推移したことから売上高は前年実績を上回りましたが、受注工事に伴う原価の増加等により営業利益は減少いたしました。

以上の結果、ビル総合サービス及び広告業の売上高は4,033百万円と前年同四半期に比べ150百万円(+3.9%)の増収となり、営業利益は31百万円と前年同四半期に比べ32百万円(50.8%)の減益となりました。

輸入商品販売業

輸入商品販売業の㈱スキャンデックスの主力ブランドである「イッタラ」(フィンランドの食器)では、4月に新規出店した「酒々井プレミアム・アウトレット」と「グランフロント大阪」が想定を上回って推移いたしました。また、新規ブランドである「ロールストランド」(スウェーデンの陶器)や「レ・クリント」(デンマークの照明器具)も順調に売上を伸ばし、売上高、営業利益ともに前年実績を上回りました。

以上の結果、輸入商品販売業の売上高は1,229百万円と前年同四半期に比べ241百万円(+24.4%)の増収となり、営業利益は83百万円と前年同四半期に比べ27百万円(+49.6%)の増益となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は前連結会計年度末に比べ、3,008百万円増加し46,343百万円となりました。これは主に建物及び構築物802百万円の増加や投資有価証券1,279百万円の増加等によるものであります。負債合計は前連結会計年度末に比べ、1,606百万円増加し30,724百万円となりました。これは主に支払手形及び買掛金695百万円の増加や設備支払手形741百万円の増加等によるものであります。純資産合計は利益剰余金502百万円の増加やその他有価証券評価差額金886百万円の増加等により、1,402百万円増加し15,618百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりです。

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保、向上していくことを可能とするものである必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の獲得・移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、株式の大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかし、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社に買収者との十分な交渉機会を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、()当社株式の大量取得行為が、当社の企業価値・株主共同の利益に与える脅威の存否を判断し、当社株式の大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報・時間を確保し、()当社取締役会が代替案を提供するために必要な情報・時間を確保し、また、()当社取締役会が株主及びステークホルダーの利益を確保するために行う大量取得行為を行う者との交渉を可能とすること等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得行為を抑止するための合理的な枠組みが必要であると考えます。

具体的な取組み

1) 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値の源泉である「消費価値・文化価値を提供するノウハウ」を伸張させ、当社の企業価値・株主共同の利益を維持・向上させるため、平成25年4月11日開催の当社取締役会において、前3ヵ年計画での成果と反省を踏まえつつ、2019年度に迎える創業150周年へ向け、構造改革から拡大発展へと軸足を移した新たな中期経営計画である「中期経営計画」(2013~2015年度)(以下「本計画」といいます。)を策定いたしました。

本計画では、「百貨店事業の収益力強化」、「グループ事業の成長拡大」の2つを基本方針に掲げ、3ヵ年で営業投資を中心に50億円の投資を行い、最終年度には連結営業利益15億円を目指してまいります。本計画の実現に向けては、以下の諸施策を実施してまいります。

(百貨店事業の収益力強化)

銀座店では、「GINZA スペシャルティストア」の更なる進化に向け、2001年度以来の大規模リニューアルを行い、昨年9月にグランドリニューアルを迎えました。また、専門店事業の業績拡大や通販・eコマースの活用、文化催事による売上向上といった販売チャネルの拡大にも取り組んでまいります。一方、浅草店では、浅草店が入居している「EKIMISE」との相乗効果の最大化を図るため、食品部門を強化し、更なる収益力の拡大を目指します。

(グループ事業の成長拡大)

飲食業では、婚礼宴会事業および受託レストラン事業の強化・拡大を図り、成長拡大を目指します。また、ビル総合サービス及び広告業では、デザイン提案力を活かした営業力強化、新分野開拓を図り、売上拡大を目指します。さらに、輸入商品販売業では、直営店の拡大(16店舗)および新規ブランドの育成にも取り組み、更なる成長を目指します。

当社グループは、上記の諸施策に取り組むことで当社の企業価値・株主共同の利益向上を図ってまいります。

また、当社グループは、企業価値の継続的な向上の実現のため、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。この一環として従来から社外取締役・社外監査役を選任しており、現在も社外取締役2名・社外監査役3名を選任し、経営に対する監視機能の強化を図っております。社内においても、コンプライアンス委員会、危機管理委員会、内部監査室等の各組織を設置し、内部統制機能・監査機能を強化しております。また、当社は、業務執行の一部を執行役員に委任する執行役員制度を導入し、取締役の任期を1年とする等経営陣の責任の所在の明確化、経営の効率化を図っております。

当社は、今後もコーポレート・ガバナンスの充実に努め、企業価値・株主共同の利益の最大化を追求してまいります。

2) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成24年5月24日開催の定時株主総会において、当社定款に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の導入(更新)に係る基本方針(以下「本買収防衛策基本方針」といいます。)の内容を決定するための議案のご承認を頂き、同日開催の当社取締役会において、本買収防衛策基本方針に基づく具体的な対応策(以下「本プラン」といいます。)を決定いたしました。

(本プランの目的)

本プランは、当社株式に対する大量取得行為が行われる際に、株主の皆様がかかる大量取得行為に応じ
るべきか否かを判断するため、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情
報・時間を確保し、また、当社取締役会が株主及びステークホルダーの利益を確保するために交渉を行う
こと等を可能とするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の企
業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

(本プランの適用対象)

本プランは、()当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付
その他の取得、()当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその
特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、若しくはこれらに類似する行為又はそ
の提案(以下「買付等」と総称します。)がなされる場合を対象とします。

(本プランの定める手続き)

当社の株券等について買付等を行う買付者等には、買付等の内容の検討に必要な情報及び当該買付者等
が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した買付説明書を提出してい
たきます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対
する代替案(もしあれば)等が、経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会(現在は社外取締役
1名、社外監査役1名及び社外の有識者1名により構成されます。)に提供され、検討されます。特別委
員会は、必要に応じて外部専門家の助言を独自に得た上、買付等の内容の検討、当社取締役会の提示した
代替案の検討、買付者等との交渉、株主に対する情報開示等を行います。

特別委員会は、買付者等による買付等が下記の本新株予約権無償割当ての要件記載の要件のいずれかに
該当し、かつ、必要性・相当性の観点から本新株予約権の無償割当ての実施が是認されると判断した場合
には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。当社取締役会
は、この勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等を決定します。但し、特別
委員会が、勧告に際し、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、又は、当社取締役会が、
一定の状況の下で、株主総会に諮ることが適切と判断する場合には、株主意思確認総会を招集し、本新株
予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する株主の皆様意思を確認することとしており、株主意思確
認総会を開催する場合、当社取締役会は当該株主意思確認総会の決議に従います。

本新株予約権の無償割当てを実施する場合、当社取締役会は、別途定める割当期日における当社の最終
の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個
の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(本新株予約権の内容)

本新株予約権は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当
社取締役会が定める金額を払い込むことにより、当社株式1株を取得することができるものですが、買付
者等は、原則として本新株予約権を行使できないという差別的行使条件が付されています。また、本新株
予約権には、当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに本新株予約権を取得することができる旨の
取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、本新株予約権1個と引換えに原則
として当社株式1株が交付されます。

(本新株予約権無償割当ての要件)

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、(イ)買付者が本プランに定
める手続を遵守しない場合、並びに、(ロ)()株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で
買取りを要求する行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく侵害するおそれのある買付等
である場合、()強圧的二段階買付等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場
合、()買付等の経済的条件(対価の価額・種類、買付等の時期、支払方法等を含みます。)が当社の本原
的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合、及び、()買付者等の提案の内容(買付等の経済的
条件のほか、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、従業員、取引先、顧客等の当社に係る利害関
係者に対する対応方針等を含みます。)が、「消費価値・文化価値を提供するノウハウ」に具現化される
当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な企業価値の源泉を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益
に重大な悪影響を与える買付等である場合のいずれかに該当することです。

(本プランの有効期間・本プランの廃止・変更等)

本プランの有効期間は平成24年5月24日開催の当社定時株主総会終結後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本買収防衛策基本方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは、速やかに変更後の本買収防衛策基本方針に従うよう変更され又は廃止されることとなります。また、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

(株主及び投資家の皆様への影響)

本プランの導入(更新)時点においては、本新株予約権の無償割当ては行われませんので、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。

本プランが発動され、本新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が本新株予約権行使の手続を行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります(但し、当社が当社株式を対価として本新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。)。本プランの詳細については、以下の当社ウェブサイトに掲載しております平成24年4月12日付当社プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の導入(更新)に係る基本方針の株主総会への付議について」をご参照ください。

(当社ウェブサイト <http://www.matsuya.com/ir/news/index.html>)

3) 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記1)に記載した基本方針の実現に資する特別な取組みは、いずれも当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資する具体的方策であり、まさに当社の基本方針と沿うとともに、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであり、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、本プランは、上記2)に記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、一定の場合に株主意思確認総会を開催し株主の皆様意思を確認することとしている等、株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、独立性の高い社外者によって構成される特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が2年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	177,000,000
計	177,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年11月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年1月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	53,289,640	53,289,640	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数100株
計	53,289,640	53,289,640		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年9月1日～ 平成25年11月30日		53,289		7,132		3,660

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年8月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 267,500		
	(相互保有株式) 普通株式 139,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 52,871,300	528,713	
単元未満株式	普通株式 11,840		
発行済株式総数	53,289,640		
総株主の議決権		528,713	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が67株含まれております。

【自己株式等】

平成25年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株松屋	東京都中央区銀座3-6-1	267,500		267,500	0.50
(相互保有株式) 株銀座インズ	東京都中央区銀座西2-2番 地先	139,000		139,000	0.26
計		406,500		406,500	0.76

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成25年9月1日から平成25年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年3月1日から平成25年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、優成監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,348	2,319
受取手形及び売掛金	4,465	5,238
たな卸資産	2,361	2,661
その他	1,097	955
貸倒引当金	19	23
流動資産合計	10,253	11,152
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	10,416	11,218
土地	14,093	14,093
その他(純額)	398	400
有形固定資産合計	24,909	25,713
無形固定資産	484	426
投資その他の資産		
投資有価証券	5,560	6,839
その他	2,163	2,245
貸倒引当金	37	33
投資その他の資産合計	7,686	9,051
固定資産合計	33,080	35,191
資産合計	43,334	46,343
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	6,534	7,229
短期借入金	9,178	9,647
未払法人税等	69	48
賞与引当金	117	111
商品券等回収損失引当金	384	379
ポイント引当金	77	82
その他	4,438	5,595
流動負債合計	20,799	23,094
固定負債		
長期借入金	5,855	4,548
退職給付引当金	318	384
環境対策引当金	29	29
その他	2,115	2,668
固定負債合計	8,319	7,630
負債合計	29,118	30,724

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年11月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,132	7,132
資本剰余金	5,639	5,639
利益剰余金	846	1,348
自己株式	427	427
株主資本合計	13,191	13,693
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	886	1,772
繰延ヘッジ損益	31	1
その他の包括利益累計額合計	854	1,771
少数株主持分	170	154
純資産合計	14,216	15,618
負債純資産合計	43,334	46,343

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)
売上高	51,354	53,374
売上原価	37,875	39,432
売上総利益	13,479	13,942
販売費及び一般管理費	13,121	13,300
営業利益	357	642
営業外収益		
受取利息	3	3
受取配当金	77	84
債務勘定整理益	159	147
受取協賛金	47	10
その他	68	81
営業外収益合計	357	328
営業外費用		
支払利息	180	161
商品券等回収損失引当金繰入額	104	102
その他	36	20
営業外費用合計	321	283
経常利益	393	686
特別利益		
関係会社株式売却益	21	-
改装協力金	-	436
特別利益合計	21	436
特別損失		
固定資産除却損	213	548
投資有価証券評価損	6	-
その他	8	9
特別損失合計	229	557
税金等調整前四半期純利益	185	565
法人税、住民税及び事業税	44	84
法人税等調整額	46	5
法人税等合計	1	78
少数株主損益調整前四半期純利益	186	487
少数株主利益又は少数株主損失()	53	15
四半期純利益	132	502

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	186	487
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1	871
繰延ヘッジ損益	21	31
持分法適用会社に対する持分相当額	5	14
その他の包括利益合計	25	917
四半期包括利益	211	1,404
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	157	1,418
少数株主に係る四半期包括利益	54	14

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社の連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成25年3月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)
減価償却費	965百万円	899百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)

配当金支払額

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)

配当金支払額

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成24年3月1日至平成24年11月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)3
	百貨店業	飲食業	ビル総合 サービス 及び 広告業	輸入商品 販売業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	44,060	4,183	1,899	948	51,091	263	51,354		51,354
セグメント間の内部 売上高又は振替高	27	85	1,983	39	2,137	689	2,826	2,826	
計	44,087	4,269	3,882	988	53,228	952	54,181	2,826	51,354
セグメント利益又は 損失()	304	113	63	56	310	44	354	2	357

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、マーケティング情報提供、用度品・事務用品の納入、OA機器類のリース、保険代理業、商品販売の取次ぎ、商品検査業務等が含まれております。
- 2 セグメント利益又は損失()の調整額2百万円は、セグメント間取引消去等であります。
- 3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成25年3月1日至平成25年11月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)3
	百貨店業	飲食業	ビル総合 サービス 及び 広告業	輸入商品 販売業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	46,166	3,785	1,956	1,183	53,092	281	53,374		53,374
セグメント間の内部 売上高又は振替高	26	76	2,076	45	2,225	581	2,806	2,806	
計	46,193	3,862	4,033	1,229	55,318	862	56,181	2,806	53,374
セグメント利益又は 損失()	562	84	31	83	592	68	660	18	642

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、用度品・事務用品の納入、OA機器類のリース、保険代理業、商品販売の取次ぎ、商品検査業務等が含まれております。
- 2 セグメント利益又は損失()の調整額 18百万円は、セグメント間取引消去等であります。
- 3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

(報告セグメントの名称変更)

第1四半期連結会計期間より、報告セグメントのうち「輸入商品卸売業」を「輸入商品販売業」に名称変更しております。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの名称で記載しております。

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

「会計方針の変更等」に記載のとおり、当社の連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より平成25年3月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、百貨店業以外の事業において減価償却の方法を変更しておりますが、当第3四半連結累計期間のセグメント利益又は損失()への影響は軽微であります。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)
1株当たり四半期純利益	2円50銭	9円48銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	132	502
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	132	502
普通株式の期中平均株式数(千株)	52,980	52,978

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 1月 7日

株式会社松屋
取締役会 御中

優 成 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	加 藤 善 孝
指定社員 業務執行社員	公認会計士	須 永 真 樹
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小 松 亮 一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社松屋の平成25年3月1日から平成26年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年9月1日から平成25年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年3月1日から平成25年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社松屋及び連結子会社の平成25年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。